

2023年11月21日

各位

委託会社名 Global X Japan 株式会社
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 姜昇浩
 担当者の役職氏名 経営企画部 仁木 大介
 (連絡先 03-5656-5274)

上場投資信託 (ETF) の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託 (ETF) の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (銘柄コード)

グローバルX MSCI スーパーディビデンド-日本株式 ETF	(2564)
グローバルX ロジスティクス・J-REIT ETF	(2565)
グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF	(2626)
グローバルX e コマース-日本株式 ETF	(2627)
グローバルX MSCI ガバナンス・クオリティ-日本株式 ETF	(2636)
グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF	(2637)
グローバルX ロボティクス&AI-日本株式 ETF	(2638)
グローバルX バイオ&メドテック-日本株式 ETF	(2639)
グローバルX ゲーム&アニメ-日本株式 ETF	(2640)
グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	(2641)
グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF	(2644)
グローバルX レジャー&エンターテインメント-日本株式 ETF	(2645)
グローバルX メタルビジネス-日本株式 ETF	(2646)
グローバルX フィンテック-日本株式 ETF	(2836)
グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF	(2837)
グローバルX 新成長インフラ-日本株式 ETF	(2847)
グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF	(2848)
グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF	(2849)
グローバルX テック・トップ 20-日本株式 ETF	(2854)
グローバルX グリーン・J-REIT ETF	(2855)
グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型)	(2858)
グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	(2236)
グローバルX 半導体 ETF	(2243)
グローバルX US テック・トップ 20 ETF	(2244)
グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF	(2252)

GLOBAL X

2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
2564	グローバルX MSCI スーパーディビデンド-日本株式 ETF	MSCI ジャパン・高配当セレクト 25 指数	MSCI ジャパン・高配当セレクト 25 指数 (配当込み)
2565	グローバルX ロジスティクス・J-REIT ETF	東証 REIT 物流フォーカス指数	配当込み東証 REIT 物流フォーカス指数
2626	グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF	Solactive Digital Innovation Japan Index	Solactive Digital Innovation Japan Index (配当込み)
2627	グローバルX e コマース-日本株式 ETF	Indxx Japan E-Commerce Index	Indxx Japan E-Commerce Index (配当込み)
2636	グローバルX MSCI ガバナンス・クオリティ-日本株式 ETF	MSCI Japan Governance-Quality Index	MSCI Japan Governance-Quality Index (配当込み)
2637	グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF	FactSet Japan CleanTech & Energy Index	FactSet Japan CleanTech & Energy Index (配当込み)
2638	グローバルX ロボティクス&AI-日本株式 ETF	Indxx Japan Robotics & AI Index	Indxx Japan Robotics & AI Index (配当込み)
2639	グローバルX バイオ&メドテック-日本株式 ETF	FactSet Japan Bio & Med Technologies Index	FactSet Japan Bio & Med Technologies Index (配当込み)
2640	グローバルX ゲーム&アニメ-日本株式 ETF	Solactive Japan Games & Animation Index	Solactive Japan Games & Animation Index (配当込み)
2641	グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF	FactSet Japan Global Leaders Index	FactSet Japan Global Leaders Index (配当込み)
2644	グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF	FactSet Japan Semiconductor Index	FactSet Japan Semiconductor Index (配当込み)

GLOBAL X

2645	グローバルX レジャー&エンターテインメント-日本株式 ETF	Solactive Japan Leisure & Entertainment Index	Solactive Japan Leisure & Entertainment Index (配当込み)
2646	グローバルX メタルビジネス-日本株式 ETF	FactSet Japan Metal Business Index	FactSet Japan Metal Business Index (配当込み)
2836	グローバルX フィンテック-日本株式 ETF	Indxx Japan Fintech Index	Indxx Japan Fintech Index (配当込み)
2837	グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index	FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)
2847	グローバルX 新成長インフラ-日本株式 ETF	FactSet Japan New Growth Infrastructure Index	FactSet Japan New Growth Infrastructure Index (配当込み)
2848	グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF	MSCI Japan Climate Change Index	MSCI Japan Climate Change Index (配当込み)
2849	グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF	Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数 SM	Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数 SM (税引前配当込み)
2854	グローバルX テック・トップ20-日本株式 ETF	FactSet Japan Tech Top 20 Index	FactSet Japan Tech Top 20 Index (配当込み)
2855	グローバルX グリーン・J-REIT ETF	Solactive Japan Green J-REIT Index	Solactive Japan Green J-REIT Index (配当込み)
2858	グローバルX 日経225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型)	日経平均カバードコール ATM インデックス	日経平均カバードコール ATM インデックス (トータルリターン)
2236	グローバルX S&P500 配当貴族 ETF	S&P 500 配当貴族指数 (円換算ベース)	S&P 500 配当貴族指数 (配当込み、円換算ベース)
2243	グローバルX 半導体 ETF	フィラデルフィア半導体株指数 (円換算ベース)	フィラデルフィア半導体株指数 (配当込み、円換算ベース)
2244	グローバルX US テック・トップ20 ETF	FactSet US Tech Top 20 Index (円換算ベース)	FactSet US Tech Top 20 Index (配当込み、円換算ベース)

GLOBAL X

2252	グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF	Morningstar®米国中小型モート・フォーカス株式指数 SM (円換算ベース)	Morningstar®米国中小型モート・フォーカス株式指数 SM (税引前配当込み、円換算ベース)
------	-----------------------------------	--	---

3. 日程

2023年12月15日まで 金融庁へ届出

2023年12月16日 変更日

4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

グローバルX MSCIスーパーディビデンド-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>MSCIジャパン・高配当セレクト25指数 (配当込み)</u> (以下「<u>対象指数</u>」といいます。) を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「MSCIジャパン・高配当セレクト25指数」(以下「<u>対象指数</u>」といいます。) の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX ロジスティクス・J-REIT ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「東証REIT物流フォーカス指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>配当込み東証REIT物流フォーカス指数</u> (以下「<u>対象指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑫ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年8月24日の「東証REIT物流フォーカス指数」(以下「<u>対象指数</u>」といいます。)<u>の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑫ (略)</p>

グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Solactive Digital Innovation Japan Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Solactive Digital Innovation Japan Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)<u>の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構</p>

GLOBAL X

<p><u>Digital Innovation Japan Index (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
--	---

グローバルX eコマース-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Indxx Japan E-Commerce Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年1月22日の「Indxx Japan E-Commerce Index」(以下「<u>対象指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Indxx Japan E-Commerce Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象指数</u>」)を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX MSCI ガバナンス・クオリティ-日本株式 ETF

変更後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「MSCI Japan Governance-Quality Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>MSCI Japan Governance-Quality Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「MSCI Japan Governance-Quality Index」(以下「<u>対象指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

グローバルX クリーンテック-日本株式 ETF

変更後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「FactSet Japan CleanTech & Energy Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年3月26日の「FactSet Japan CleanTech & Energy Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構</p>

GLOBAL X

<p><u>CleanTech & Energy Index (配当込み)</u> 以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
--	---

グローバルX ロボティクス&AI-日本株式 ETF

変更後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Indxx Japan Robotics & AI Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Indxx Japan Robotics & AI Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Indxx Japan Robotics & AI Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX バイオ&メドテック-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Bio & Med Technologies Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Bio & Med Technologies Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Bio & Med Technologies Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>

グローバルX ゲーム&アニメ-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Solactive Japan Games & Animation Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive Japan Games & Animation Index (配当込み)</u> (以下</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「Solactive Japan Games & Animation Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当</p>

GLOBAL X

<p>「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
---	--

グローバルX グローバルリーダーズ-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Global Leaders Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年6月18日の「FactSet Japan Global Leaders Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Global Leaders Index (配当込み)</u>(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX 半導体関連-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Semiconductor Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Semiconductor Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>

グローバルX レジャー&エンターテインメント-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「Solactive Japan Leisure & Entertainment Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive Japan Leisure & Entertainment Index (配当込み)</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「Solactive Japan Leisure & Entertainment Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当</p>

GLOBAL X

<p>(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
---	--

グローバルX メタルビジネス-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Metal Business Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年9月22日の「FactSet Japan Metal Business Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Metal Business Index (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX フィンテック-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「Indxx Japan Fintech Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Indxx Japan Fintech Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「Indxx Japan Fintech Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③~⑭ (略)</p>

グローバルX 中小型リーダーズ-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index (配当込み)</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2021年12月3日の「FactSet Japan Mid & Small Cap Leaders Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当</p>

GLOBAL X

<p>(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
---	--

グローバルX 新成長インフラ-日本株式 ETF

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「FactSet Japan New Growth Infrastructure Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan New Growth Infrastructure Index (配当込み)</u>(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「FactSet Japan New Growth Infrastructure Index」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

GLOBAL X

グローバルX MSCI 気候変動対応-日本株式 ETF

変更後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「MSCI Japan Climate Change Index」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>MSCI Japan Climate Change Index (配当込み) (以下「対象指数」といいます。)</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「MSCI Japan Climate Change Index」(以下「<u>対象指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

変更後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年3月18日の「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM」(以下「<u>対象株価指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第 13条 (略)</p>

GLOBAL X

<p>② 受益権の取得申込者は、<u>Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM (税引前配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>
---	---

グローバルX テック・トップ20-日本株式 ETF

変更後	現行
<p>(受益権の取得申込) 第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>FactSet Japan Tech Top 20 Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の取得申込) 第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額 (法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。) をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑭ (略)</p>

グローバルX グリーン・J-REIT ETF

変更後	現行
<p>(受益権の取得申込) 第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>Solactive Japan Green J-REIT Index (配当込み)</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不</p>	<p>(受益権の取得申込) 第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券として委託者が指定するもの (以下「取得時のバスケット」と</p>

GLOBAL X

<p>動産投資信託証券として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑫（略）</p>	<p>いいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。</p> <p>③～⑫（略）</p>
---	---

グローバルX 日経 225 カバード・コール ETF (プレミアム再投資型)

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>日経平均カバードコールATMインデックス (トータルリターン)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>日経平均カバードコールATMインデックス</u> (以下「対象株価指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とします。</p>

グローバルX S&P500配当貴族ETF

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>S&P 500配当貴族指数 (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>S&P 500配当貴族指数</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>

グローバルX 半導体 ETF

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>フィラデルフィア半導体株指数 (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>フィラデルフィア半導体株指数</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>

GLOBAL X

グローバルX US テック・トップ20 ETF

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、<u>FactSet US Tech Top 20 Index (配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>FactSet US Tech Top 20 Index</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>

グローバルX Morningstar 米国中小型 Moat ETF

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>Morningstar®米国中小型モート・フォーカス株式指数SM (税引前配当込み)</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>Morningstar®米国中小型モート・フォーカス株式指数SM</u> (以下「対象株価指数」といいます。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。</p>

以上